

危険 ドラッグ 対策について

1 滋賀県における危険 ドラッグ 乱用の現状

- ・平成 23 年 12 月から、2 店舗の危険 ドラッグ 販売店が営業
- ・継続的な立入り検査や製品検査により、廃業に追い込む(平成 26 年 2 月)
- ・しかし、インターネット等により、県民は危険 ドラッグ の入手が依然として可能

2 危険 ドラッグ 対策に係る検討会議の開催

〈開催日時〉 平成 26 年 10 月 14 日(火) 10:00~12:00

〈検討事項〉 本県における今後の危険 ドラッグ 対策について

〈委 員〉 【別紙 1】のとおり

〈委員からの主な意見〉 【別紙 2】のとおり

3 国における危険 ドラッグ 対策の動向

平成 26 年 4 月 1 日：薬事法改正

- ・指定薬物の輸入、製造、販売若しくは授与目的での貯蔵又は陳列の禁止に加え、所持、使用、購入、譲受けについても禁止

平成 26 年 7 月 18 日：危険 ドラッグ の乱用の根絶のための緊急対策

- ・危険 ドラッグ の実態把握の徹底と啓発の強化
- ・指定薬物への迅速かつ効果的な指定
- ・取締りの徹底(一斉合同立入り検査、集中取締りの実施)
.....【別紙 3】

平成 26 年 11 月 19 日：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正

- ・検査命令および販売等停止命令の対象物品の拡大
- ・販売等停止命令の対象行為の拡大(対象行為に広告を追加)
- ・インターネット対策としてプロバイダへの違法広告の削除要請
および損害賠償責任の制限 等
.....【別紙 4】

4 他府県における危険ドラッグ対策

(1) 危険ドラッグ対策条例の制定状況

条例制定済みの自治体
東京都、石川県、岐阜県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県
(9都府県)

(2) 条例制定済み自治体の条例内容

① 知事指定薬物：含有物質、精神毒性が特定されたもの

- ・製造、販売、所持、使用、広告等を禁止

(東京都、大阪府、徳島県、愛知県、岐阜県)

② 知事監視製品：含有物質、精神毒性が特定されていないものでも

名称、形状、包装に基づき製品ごとに指定

- ・販売店は事前に知事へ届出

- ・購入者から身体に使用しないこと等の誓約書を知事へ提出

(石川県、和歌山県)

③ 危険薬物：含有物質、精神毒性が特定されていないが、指定薬物と同様に毒性が認められるおそれがあるもの

- ・製造、販売、所持、使用、広告等を禁止

(鳥取県)

④ 知事監視店：危険薬物を販売する店舗を指定

- ・製品に製造者の住所、氏名等を記載

- ・購入者から身体に使用しないこと等の誓約書を受理

(兵庫県)

⑤ 教育および啓発

- ・教育および学習等の推進

(東京都、石川県、岐阜県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県)

- ・県民運動の推進

(鳥取県)

危険ドラッグ対策に係る検討会議出席者名簿

(順不同、敬称略)

区分	所属	役職	氏名
法律	関西学院大学法学部	教授	山下 淳
医療	県立精神医療センター	救急科部長	濱川 浩
取締	県警察本部刑事部 組織犯罪対策課	課長補佐	井上 薫
関係団体	一般社団法人 滋賀県医師会	理事	重永 博 (欠席)
	一般社団法人 滋賀県病院協会	理事	石田 展弥
	一般社団法人 滋賀県薬剤師会	会長	大原 整 (欠席) (オブザーバー 事務局長 藤橋 满)
関係者	びわこ家族会	事務局長	小西 英雄
行政	県立精神保健福祉 センター	所長	辻本 哲士
アドバイザー	近畿厚生局麻薬取締部	指定薬物対策官	嶋田 孝雄

危険ドラッグ対策に係る検討会議(10月14日開催) 概要

委員からの主な意見等

(1) 危険ドラッグ販売店等に対する取締り

- ① 今後は、実店舗は増えずに、地下に潜って販売したりデリバリー型の営業形態の店舗へ移行するものと思われる。そのような店舗に対しても、立入することが可能な条例としてほしい。
- ② 店舗ができた平成24年から危険ドラッグに関する取扱い事案が増加したが、平成26年2月に店舗が廃止してからは取扱い事案数が顕著に減少した。この結果からも、新たな店舗を出店させないこと、隣接府県からのデリバリーさせないことが重要。
- ③ 条例は必要と考える。
- ④ 大臣指定薬物よりも指定が速いのであれば知事指定薬物は必要だと思う。大臣指定薬物に指定するためには、未知の物質の特定や毒性の確認等が必要となり、また、理論的には無限にあるため、規制が追い付いていかないのが現状である。
- ⑤ 「疑わしきも罰する」という規制方法でよいのか。
- ⑥ 有害性がはっきりしない段階での規制は、過剰規制となるおそれがあり、無理だと思う。規制するのであれば、販売記録や立入権限の付与あたりに留めておく必要がある。

(2) 県民への危険ドラッグの危険性に関する正しい知識の普及

- ① 薬の専門家である薬剤師をはじめ、行政、大学生等が連携した啓発が必要と考える。今年度、横浜市が実施した実施例も参考に県が音頭を取っていただきたい。

(3) 危険ドラッグ依存症者の再乱用防止対策およびその家族への支援

- ① 精神医療センターでは、現在はアルコール依存症者に関する方が多いが、その中に一部、薬物依存の方も入ってもらって、SMARPPといわれる認知行動療法を実施している。今後は、薬物依存の方を多く受け入れることで、サポートできるキャパシティがあるかといった問題もあり、現在、調整していく必要がある。また、ダルクはいろんな薬物を使ったベテランの

方が多い。若い方でも参加しやすく敷居の低い自助グループが必要。

- ② 精神科救急を担当している立場から言えば、危険ドラッグの精神症状が発症して運ばれても、薬物依存症の治療に継続しないという問題がある。ただ、専門的に、依存症を治療できるところは精神医療センター中心となってしまっており、他の精神科病院で治療できるかについては、別の場での協議が必要。
- ③ 依存症者本人や家族も、それが病気であることを認められない問題がある。さらに、治療にも何年もの月日を要する。そうなると、金銭的な負担が大きく、最終的には、本人が生活保護を受けることになる。ほとんどの親が、できればそうならないことを希望している。可能であれば、費用面についても支援をお願いしたい。また、家族会を運営していくうえでも費用が必要となる。現在は、家族会に来られる方より会費をいただいているが、会費が払えない親もあり、その費用についても、県から補助をいただきたい。
- ④ 薬物依存やめたいという動機をどこに作るかが重要である。危険ドラッグと覚せい剤で圧倒的に違う点は、覚せい剤は違法であるから逮捕される。逮捕され刑務所へ行くのは嫌であるだとか、家族に迷惑をかけた等の理由で、使うこと自体をやめようと考える。一方、危険ドラッグは、逮捕されないので、救急搬送されても、「使い方を間違えたので、正しく使おう。」と考え、やめようという考えには至らない。
依存症の治療には、アメとムチが必要だが、これまでムチの部分が弱かったので、今後は条例により危険ドラッグを使用することを禁止して悪いことだというメッセージを発信してムチの部分を強化してほしい。

危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策の概要

緊急対策の策定

- 危険ドラッグの乱用の根絶を図るため、第四次薬物乱用防止五か年戦略及び内閣総理大臣指示を踏まえ、政府一体となって当面以下の対策を強力に推進

1 危険ドラッグの実態把握の徹底とその危険性についての啓発強化

① 危険ドラッグの実態把握の徹底

- 危険ドラッグの販売・乱用等の実態把握の徹底
- 危険ドラッグに関するインターネット上の違法・有害情報対策の強化
- 特定商取引法に違反しているおそれのある通信販売サイトに対する適切な措置

② 危険ドラッグの危険性についての啓発の強化

- 指定薬物に該当しないものについても、精神毒性等から相当の危険性があると判明した段階で、速やかに、国民に対して、所持・使用しないよう勧告するなど、迅速かつ効果的に情報発信
- 訴求性の高い広報媒体や手法の活用に配意した、メディアを通じた効果的な広報啓発活動
- 夏休み期間等の節目となる時期を捉えた重点的な広報啓発活動等
- 地域における関係機関の相談窓口等の周知徹底

2 指定薬物の迅速な指定と危険ドラッグに係る犯罪の取締りの徹底

① 海外情報の積極的な活用等を通じた危険ドラッグの指定薬物への迅速かつ効果的な指定

- 海外の流通実態や危険情報に基づく国内流通前の迅速かつ効果的な指定薬物の指定
- 薬事・食品衛生審議会の適時開催及び緊急を要する場合の指定手続の特例の適用
- 指定薬物の指定を迅速化するための買い上げ又は収去した製品の分析・鑑定体制の充実強化
- 国連薬物犯罪事務所（UNODC）等との連携を通じた、未規制物質の国際的な情報交換の促進

② 危険ドラッグに係る犯罪の取締りの徹底

- 関係機関による一斉合同立ち入り検査等の実施
- 関係機関による合同（共同）捜査等の枠組みを活用した集中取締りの実施
- 指定薬物の判定に必要なデータベース、鑑定資機材、鑑定体制等の充実による鑑定の高度化
- 国内流入阻止に繋がるよう水際対策等の徹底
- 危険ドラッグに関する刑事事件への関係法令の適切な運用と厳正な対処

3 危険ドラッグの規制のあり方の見直し

- 新たな薬物の出現を押さえるための包括指定の効果的な運用等の検討
- 指定薬物に該当しない場合に無承認医薬品として取締りを行うための検査方法の研究及び取締手法の検討

危険ドラッグ対策における法改正の概要

別紙4

改正前

危険ドラッグ

検査命令・販売停止命令
(当該店舗のみ有効)

- ①指定薬物である疑いがある物に対し検査命令
- ②検査結果が判明するまでの間、製造、販売等停止命令

指定薬物

製造、販売、所持、
使用、広告等を禁止

改正後

危険ドラッグ

検査命令(当該店舗のみ有効)
販売停止命令(全店舗に対し有効)

- ①指定薬物である疑いがある物に対し検査命令
- ②検査結果が判明するまでの間、製造、販売等停止命令
(当該店舗に対し有効)
- ③いざれかの店舗で検査命令の対象となつた物について、
製造、販売、広告等禁止命令
(全国の全店舗に対し有効)

指定薬物

製造、販売、所持、
使用、広告等を禁止

インターネット対策

・指定薬物の広告禁止

●問題点

検査しなければ、広告されている物が指定薬物に該当するか不明
⇒機動的な取締りが困難

インターネット対策

・指定薬物および指定薬物である疑いがある物等の広告禁止

●法改正による効果

・検査しながらも、広告を禁止できる
・プロバイダへの違法広告の削除要請・損害賠償責任の制限

依存症からの患者の回復に係る体制整備

薬物の濫用防止のための教育・啓発

